

「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」
に関するQ & A（基本編）（案）

目次

問一覧	P. 1～2
1. 法令等の略称	P. 3
2. 用語の定義	P. 4
I 基本編	P. 5～P. 18

令和4年1月

水産庁

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に関するQ & A

目次

I 基本編

1 制度について

- (問1) 水産流通適正化法の目的はどのようなものか。
- (問2) 水産流通適正化法の概要はどのようなものか。
- (問3) 水産流通適正化制度を導入することによって何がよくなるのか。
- (問4) 密漁対策なのに、なぜ流通の規制を講じるのか。
- (問5) 特定第一種水産動植物と特定第二種水産動植物に指定されている魚種は何か。
また、どのような基準で指定されているのか。
- (問6) 特定水産動植物について、今後対象魚種を拡大する予定か。
- (問7) 特定第一種水産動植物の養殖を行っている者が行わなければならないことは何ですか。
- (問8) 特定第一種水産動植物等の輸入品の場合、漁獲番号がないがどのようにすればよいか。
- (問9) 特定第一種水産動植物等取扱事業者（以下「取扱事業者」という。）とは、具体的にどのような事業を行う者か。また、どのような、義務が課されるのか。
- (問10) 混獲で漁獲した特定第一種水産動植物も本制度の対象となるのか。
- (問11) 法第3条に「譲渡しの事業」とあるが、具体的にどのようなことを指すのか。

2 届出関係

- (問1) 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う漁業者（以下「採捕事業者」という。）は、どこの行政機関に対して届出を行うのか。
- (問2) 取扱事業者は、どこの機関に対して届出を行うのか。
- (問3) 採捕事業者及び取扱事業者の届出は、最初の一回のみでよいのか、また、届出に有効期限はあるのか。
- (問4) 採捕事業者及び取扱事業者の届出はどのように行うのか。
- (問5) 届出に基づき採捕事業者へ通知される番号（以下「届出番号」という。）又は届出に基づき取扱事業者に通知される番号（以下「事業者割振り番号」という。）は、どのように発行されるのか。
- (問6) 採捕事業者及び取扱事業者の事後の届出は可能か。
- (問7) 届出事業者が廃業した場合、届出番号はどうなるのか。
- (問8) 届出方法について、原則 e M A F F を使用とのことであるが、届出側のメリットはあるのか。

3 漁獲番号、荷口番号、情報伝達、取引記録の作成・保存関係

- (問1) 漁獲番号、荷口番号の附番の考え方はどのようなものか。

- (問 2) 漁獲番号のうち「取引番号」はなぜ必要なのか。
- (問 3) 漁獲番号は、どのタイミングで、伝達するのか。また、伝達方法はどのようなものか。
- (問 4) どのような取引を行う場合に情報伝達の義務や取引記録の作成・保存の義務が生じるのか。
- (問 5) ナマコ、アワビは一定期間水槽で出荷調整を行うことがあるが、そうした場合、異なる仕入れ日の水産物が混ざってしまうため、どのように漁獲番号を整理すればよいのか。また、出荷時の番号の伝達や取引記録の作成・保存はどのようにしたらよいのか。
- (問 6) 少量の特定第一種水産動植物等について、廃棄又は亡失した場合、取引記録の作成及び保存が不要とする「少量」の基準はどれくらいか。
- (問 7) 取扱事業者との間での譲渡し等をしたときの記録事項のうち「重量又は数量」は、取引で通常用いる単位を使用して良いのか。
- (問 8) 伝達・取引記録の保存期間は何年か。
- (問 9) 取引記録の作成・保存は紙でよいのか。
- (問 10) 取引記録にはどのような事項が必要か。
- (問 11) 取引記録は、事業所ごとに作成する必要があるのか。

4 罰則

- (問 1) 違反に対する主な罰則の内容いかん。

1. Q & Aにおいては、以下のとおり、法令等の略称を使用しています。

水産流通適正化法：「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（令和 2 年法律第 79 号）

政令：「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令」（令和 4 年政令第 18 号）

省令：「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則」（令和●年農林水産省令第●●号）

漁業法：「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号）

外為法：外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）

2. Q & Aにおいては、以下のとおり、用語を定義しています。

- (1) 特定第一種水産動植物：水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕（外国漁船（日本船舶以外の船舶であって、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業の用に供されているものをいう。）によるものを除く。）が行われるおそれ大きいと認められるものであって、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの。
- (2) 特定第一種水産動植物等：特定第一種水産動植物及び特定第一種水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの。
- (3) 特定第二種水産動植物：我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの。
- (4) 特定第二種水産動植物等：特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物を原材料とする加工品のうちその輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの。
- (5) 特定第一種水産動植物等取扱事業者：特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者

I 基本編

1 制度について

（問１）水産流通適正化法の目的はどのようなものですか。

（答）

- 1 国内において違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び海外において違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっています。
- 2 このような背景に鑑み、本法は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、当該水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的としています。

（問２）水産流通適正化法の概要はどのようなものですか。

（答）

- 1 違法漁獲物の流通を防止することを通じて、国内水産資源の持続性の確保とともに適正な事業者の利益の保護に資する観点から、特定第一種水産動植物について、①採捕者の届出、②漁獲物ごとの漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存を行うことで、特定の水産動植物の国内流通の適正化を図ります。
- 2 また、違法漁獲物の国外流通及びこれによる違法漁業等の助長を抑止するため、特定第一種水産動植物等について、国により適法な漁獲物である旨の証明を受けた水産動植物か否かを輸出の水際（税関）で確認する輸出規制を課すこととします。
- 3 一方で、IUU漁業対策として違法漁獲物の輸入を防止するため、特定第二種水産動植物について、外国政府により適法な漁獲物である旨の証明を受けたか否かを輸入の水際（税関）で確認する輸入規制を課すこととします。

（問３）水産流通適正化制度を導入することによって何がよくなるのか。

（答）

- 1 水産物は、一度流通すると、適法に漁獲されたものと違法に漁獲されたものとの判別が困難であり、流通過程での違法漁獲物の混入を放置すれば、更なる違法漁業が助長されるとともに、水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営が圧迫されるおそれがあります。
- 2 そのため、本制度を導入することで、
 - ① 違法漁獲物の国内流通を排除することによる持続的な水産資源の利用
 - ② 流通事業者、加工事業者等の取り扱う水産物の信頼性の向上
 - ③ また、海外からの違法漁獲物の流入を防止することにより、適正な国内市場環境を実現できると期待しています。

（問４）密漁対策なのに、なぜ流通の規制を講じるのか。

（答）

密漁の手口は悪質・巧妙化しており、漁獲段階での規制のみでは十分ではなく、流通段階で違法漁業に由来する水産物を排除する取組みを構築する必要があることから本法が成立しました。

（問５）特定第一種水産動植物と特定第二種水産動植物に指定されている魚種は何か。また、どのような基準で指定されているのか。

（答）

１ 特定第一種水産動植物の指定に当たっては、

- ① 漁業関係法令違反の件数が多いものや、単価が高い等違法漁獲により不正の利益を得やすいものであること
 - ② 生産額が一定規模以上あり、容易に流通過程に混入することで適正な流通を脅かすものであること
 - ③ 漁獲量が減少しているものであること
 - ④ 事業者等の負担も考慮し、実行可能性の観点から対応可能であること
- を基準とし、対象魚種を指定することとしています。具体的な指定魚種は、ウナギの稚魚（全長 13 cm 以下のウナギをいう。（以下「シラスウナギ」という。）、アワビ及びナマコです（※シラスウナギについては、令和 7 年から適用。）。

２ 特定第二種水産動植物の指定に当たっては、

- ① 外国漁船によって外国法令に反して IUU 漁業が行われるおそれが高いもの
 - ② 資源状況が悪い又は地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理が行われている又は重量当たり単価が高いもの
 - ③ 日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの
 - ④ 法執行体制その他の法施行準備の観点から実行可能であるもの
- を基準とし、対象魚種を指定することとします。具体的な指定魚種は、イカ、サンマ、マイワシ及びサバです。

（問６）特定水産動植物について、今後対象魚種を拡大する予定か。

（答）

規制の必要性和現場の実行可能性の両方の観点から具体的な内容を検討する必要があるため、対象魚種については、多様なステークホルダーから構成される検討会議の議論や水産政策審議会の諮問・答申を踏まえ、２年程度ごとに検討・見直し、ＩＵＵ漁業の抑制・根絶の推進に向け、順次拡大していくことを考えています。

（問７）特定第一種水産動植物の養殖を行っている者が行わなければならないことは何ですか。

（答）

特定第一種水産動植物の養殖を行っている者が、特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行っているのであれば、取扱事業者となり、取扱事業者の届出が必要です。また、他の取扱事業者に特定第一種水産動植物等を譲渡し又は引渡しをするときは、養殖水産物である旨等の伝達、当該取引の記録の作成及び保存が必要です。

更に、輸出を行うときには、農林水産大臣へ適法漁獲等証明書を申請し、輸出時に当該証明書を添付する必要があります。

（問８）特定第一種水産動植物等の輸入品の場合、漁獲番号がないがどのようにすればよいか。

（答）

輸入や養殖された特定第一種水産動植物等については、漁獲番号の代わりに、輸入又は養殖水産動植物等である旨を伝達する必要があります。

(問9) 特定第一種水産動植物等取扱事業者(以下「取扱事業者」という。)とは、具体的にどのような事業を行う者か。また、どのような、義務が課されるのか。

(答)

特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者です。事業を行う者や義務は下記のとおりです。

		届出義務	情報伝達義務	取引記録作成・保存義務	適法漁獲等証明書添付義務
特定第一種水産動植物等取扱事業者	採捕事業者(漁協等も含む)※1	○	○	○	—
	産地市場一次買受人 卸売業者、仲卸業者	○	○	○	—
	水産加工事業者	○	○	○	—
	輸出事業者	○	×	○	○
	輸入事業者	○	○	○	—
	小売事業者 (土産物屋等を含む)	△ ※2	△ ※3	○	—
	飲食店	×	×	○	—
	宿泊事業者 (ホテル・旅館等)	×	×	○	—

※1 採捕事業者(漁協等の場合は所属する者を含む。)が特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造等の事業を行う場合

※2 専ら消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する者は、届出不要

※3 消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する場合は、伝達不用

※4 消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する場合は、譲渡時の取引記録の作成・保存は不要(譲受け時の取引記録の作成・保存は必要)

（問 10）混獲で漁獲した特定第一種水産動植物も本制度の対象となるのか。

（答）

混獲であっても、本制度の対象となります。

（問 11）法第 3 条に「譲渡しの事業」とあるが、具体的にどのようなことを指すのか。

（答）

本法において、「譲渡しの事業」とは、委託販売及び買取販売を指します。

2 届出関係

（問１）特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う漁業者（以下「採捕事業者」という。）は、どこの行政機関に対して届出を行うのか。

（答）

漁業権漁業又は都道府県知事による漁業の許可（以下「知事許可漁業」という。）で漁業を営む採捕事業者は都道府県への届出、農林水産大臣による漁業の許可（以下「大臣許可漁業」という。）で漁業を営む採捕事業者及び複数の都道府県から知事許可を受けている採捕事業者は国への届出となります。

（問２）取扱事業者は、どこの行政機関に対して届出を行うのか。

（答）

取扱事業者のうち、その事務所等（主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫をいう。以下同じ。）が一の都道府県の区域内にある取扱事業者は都道府県への届出、事務所等が複数の都道府県にある取扱事業者は国への届出となります。

（問３）採捕事業者及び取扱事業者の届出は、最初の一回のみでよいのか、また、届出に有効期限はあるのか。

（答）

届出は最初の一回のみでよく、有効期限はありません。また、届出内容に変更がない限り変更手続きは不要です。

（問４）採捕事業者及び取扱事業者の届出はどのように行うのか。

（答）

国又は都道府県への届出については、原則、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用して届出を行って下さい。農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の利用方法や具体的な届出方法については、「届出マニュアル（仮称）」をご参照下さい。

（問５）届出に基づき採捕事業者へ通知される番号（以下「届出番号」という。）又は届出に基づき取扱事業者に通知される番号（以下「事業者割振り番号」という。）は、どのように発行されるのか。

（答）

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で届出を行えば、行政庁の受理後、採番が行われ、eMAFF上で番号が発行されます。

（問６）採捕事業者及び取扱事業者の事後の届出は可能か。

（答）

採捕事業者の事後の届出はできません。届出を行わないで特定第一種水産動植物等を譲渡した場合は、罰則の対象になりますので、必ず事前に届出を行って下さい。

特定第一種水産動植物等取扱事業者については、事業開始の日から２週間以内であれば、事後の届出は可能です。

（問７）届出事業者が廃業した場合、届出番号はどうなるのか。

（答）

廃業した場合、当該届出事業者の届出番号は欠番となる。なお、廃業は当該届出事業者に届出事実の変更があったため、変更届出が必要となります。

（問８）届出方法について、原則eMAFFを使用とのことであるが、届出側のメリットはあるのか。

（答）

届出は、原則eMAFFを利用して頂きます。eMAFFの利用は、

- ①自社等のパソコン、その他スマートフォンやタブレットから農林水産省や都道府県側の開庁時間に縛られることなくオンライン届出がいつでも可能
- ②届出に係る紙の管理が不要
- ③また、届出に必要な住民票の写し等の添付の省略等、届出側にメリットがあると考えています。

3 漁獲番号、荷口番号、情報伝達、取引記録の作成・保存関係

（問１）漁獲番号、荷口番号の附番の考え方はどのようなものか。

（答）

漁獲番号は、①届出番号（７桁）、②取引年月日（６桁）、③取引番号（３桁）の３要素で構成される１６桁の番号です。

荷口番号は、①事業者割振り番号（７桁）、②取引年月日（６桁）、③取引番号（３桁）の３要素で構成される１６桁の番号です。

（問２）漁獲番号のうち「取引番号」はなぜ必要なのか。

（答）

取引番号については、届出採捕者や取扱事業者が同日中に取り扱う漁獲物の取引のロットを識別する番号です。

取引ロットの考え方は、出荷単位ごとや取引ごと、不正防止の観点のランダム採番等、各地域の取引実態にあった形で柔軟に設定することが可能です。

アワビ、ナマコについては、取引番号を分けて、魚種を区別できるようにして下さい。

（問３）漁獲番号は、どのタイミングで伝達するのか。また、伝達方法はどのようなものか。

（答）

漁獲番号の伝達のタイミングは、アワビ等の譲渡しと同時又はできるだけ速やかに行うことが望ましい。

漁獲番号の伝達方法は、電子メール又は納品伝票への表示等により行われ、必要な事項が記録されていれば、様式等は問いません。

（問４）どのような取引を行う場合に情報伝達の義務や取引記録の作成・保存の義務が生じるのか。

（答）

- 1 届出採捕者が特定第一種水産動植物等を他の取扱事業者に譲渡しをするときは、漁獲番号等の情報伝達が義務付けられています。ここでいう「譲渡し」とは所有権の移転を意味するものであり、譲渡しの委託（産地市場における委託販売）を含んでいます。

（所属漁業者に代わって特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う漁協が届出採捕者の場合であって、当該漁業者が、当該漁協を通じて、譲渡しをする場合は、当該漁業者が当該漁協に対して情報伝達を行う義務はありません。）

- 2 また、取扱事業者が、他の取扱事業者（届出採捕者を含む）から譲受けた特定第一種水産動植物等を他の取扱事業者へ、譲渡し又は引渡しをするときは、漁獲番号（荷口番号）等の情報伝達を行うことが義務付けられています。ここでいう「引渡し」とは、所有権の移転はない占有権の移転を意味するもので、商品の加工委託等を想定しています。

- 3 取引記録の作成・保存義務については、届出採捕者を含む取扱事業者が特定第一種水産動植物等の譲渡し等（譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引受けをいう。以下同じ。）を他の取扱事業者との間で行った場合に義務付けられています。

ただし、漁業者の所属する団体が届出採捕者となっており、当該団体の漁獲番号を使用し、取引する場合は、漁業者と当該団体の間での譲渡し等を行った際は、取引記録の作成は必要ありません。

なお、倉庫業者は、特定第一種水産動植物等取扱事業者に準ずる者として規定されており、倉庫業者に第一種水産動植物等の保管を依頼する場合は、倉庫へ送る際の記録及び倉庫から戻す際の記録の作成・保存が必要となります。

（問５）ナマコ、アワビは一定期間水槽で出荷調整を行うことがあるが、そうした
場合、異なる仕入れ日の水産物が混ざってしまうため、どのように漁獲番
号を整理すればよいのか。また、出荷時の番号の伝達や取引記録の作成・
保存はどのようにしたらよいのか。

（答）

- １ 水産物の流通過程で荷口の統合や再編成を行い出荷した際は、複数の漁獲番号
に代えて荷口番号を付して取引することが可能であり、このような場合は、取引
後の追跡を可能とするため、伝達した荷口番号に対応する漁獲番号の記録の作
成・保存を行う必要があります。
- ２ 一方で、種類やサイズ別等に再編成を行い、一定期間の畜養等を経て出荷する
水産物は、入荷した水産物との対応関係を正確に記録することが困難な場合があ
ります。
- ３ このような場合は、荷口番号に対応する漁獲番号の記録の作成・保存について、
現場での出荷様態に応じ（例えば、一定期間内に入荷した漁獲物の取引伝票を保
存していただく等）、荷口番号に含まれる可能性のある漁獲番号の伝票等を整理
して保存していただくことで漁獲番号の記録の作成・保存の義務を果たします。
- ４ また、出荷時において、譲渡し先に対し、荷口番号、特定第一種水産動植物等
の種類、重量又は数量、譲渡し年月日、譲渡し先の氏名又は名称を伝達し、その
事項が記載された取引記録の伝票等を保存して下さい。

（問６）少量の特定第一種水産動植物等について、廃棄又は亡失した場合、取引記
録の作成及び保存が不要とされているが「少量」の基準はどれくらいか。

（答）

例えば、今回指定されるナマコ、アワビについては、取引過程において品質の変化
（重量の減少、斃死等）が起こることがあるが、こうした水産物の特性上、通常起こ
りうる変化等の範囲内における廃棄又は亡失については、少量に含まれるものと考え
られます。

ただし、こうした廃棄又は亡失に関しては、法に基づく義務は生じることはないもの
の、これまでの一般的な取引と同様に、商品評価損や減損等の帳簿管理を行い、対外
的に説明できるようにしておくことが望ましい。

（問 7）取扱事業者との間での譲渡し等をしたときの記録事項のうち「重量又は数量」は、取引で通常用いる単位を使用して良いのか。

（答）

取引において通常用いる単位を使用いただければ問題ありません。

（問 8）伝達・取引記録の保存期間は何年か。

（答）

取引記録の保存期間は、譲渡し等をした日から起算して3年間です。

（問 9）取引記録の作成・保存は紙でよいのか。

（答）

本法では、漁獲番号等の伝達と取引記録の作成・保存が義務付けられているところ、義務が履行できるのであれば、紙と電子データのどちらでも構いません。

（問 10）取引記録にはどのような事項が必要か。

（答）

- ① 名称
- ② 重量又は数量
- ③ 譲渡し等又は廃棄若しくは亡失をした年月日
- ④ 譲渡し等をしたときは、相手方の氏名又は名称
- ⑤ 漁獲番号又は荷口番号

について記録する必要があります。

実際の取引において取り交わされる伝票類に上記の事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録義務を果たしたことになります。

（問 11）取引記録は、事業所ごとに作成する必要があるのか。

（答）

取引記録は、取引を行った事務所、事業所又は店舗ごとに作成する必要があります。

ただし、本社で一括して仕入を行っている場合等、記録が本社において一括して保存されている場合において、各事務所等から当該事務所の取引記録を本社に照会すれば、その記録を速やかに確認できるような措置がとられていれば、本社で一括して作成することも可能です。

4 罰則

(問 1) 違反に対する主な罰則の内容いかん。

(答)

採捕事業者及び取扱事業者が届出をしないで特定第一種水産動植物等の譲渡し等を行った場合については、直罰規定となっており、50 万円以下の罰金が科されます。

採捕事業者及び取扱事業者が情報伝達義務違反又は取引記録の作成保存義務違反をした場合、勧告、命令が行われ、なお改善が認められない場合には 50 万円以下の罰金が科されます。

特定第一種水産動植物等の輸出事業者が、適法漁獲等証明書を添付せずに輸出した場合には、直罰規定となっており 50 万円以下の罰金が科されます。

特定第二種水産動植物等の輸入事業者が、外国の政府機関により発行された証明書等を添付せずに輸入した場合には、1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金が科されます。